

岐阜県農薬安全使用に係る指針

策定 平成15年10月27日
岐阜県農林水産局長通知
最終改正 平成28年8月17日
岐阜県農政部長通知

第1 趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び適切な保管管理の徹底は、農産物の安全性の確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

また、「ぎふ農業・農村基本計画」では、消費者の食に対する関心が高まる中で、県産農畜産物の安全性確保と信頼性向上のため、ぎふクリーン農業（化学肥料（窒素成分）及び化学合成農薬の使用量を従来の栽培と比べていずれも30%以上削減した栽培）の推進、GAP（農業生産工程管理）の普及拡大などを図ることとしている。

このような中、安全・安心な農産物を供給し、生活環境の保全を確保するため、農薬使用にあたっての留意事項をとりまとめた指針を策定する。

第2 定義

- 1 この指針において「農作物等」とは、人が栽培する植物の総称を指し、その栽培目的、肥培管理の状況を問わない。稲、野菜、果樹の他、飼料作物、観賞の目的で栽培している樹木、盆栽、草花、ゴルフ場や公園の芝、街路樹も含む。肥培管理がほとんど行われていない山林樹木も該当する。
- 2 この指針において「農薬」とは、農作物等を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。また、防除のために利用される天敵も該当する。
- 3 この指針において「農薬使用者等」とは、農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌除草等の病害虫・雑草管理（以下「病害虫防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）とする。
- 4 この指針において「住宅地等」とは、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等の総称とする。
- 5 この指針において「公園、街路樹等」とは、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻りに訪れる土地又は施設の植栽を指す。

第3 農薬使用者等の責務

農薬使用者等は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有することを常に自覚し、農薬の使用を行うものとする。

- 1 農作物等に害を及ぼさないようにすること。

- 2 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- 3 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 4 農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- 5 水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとならないようにすること。
- 6 公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。）の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

第4 農薬使用に係る安全確保

農薬使用者等は、農薬取締法等関係法令及び住宅地等における農薬使用について（平成25年4月26日付け25消安第175号・環水大土発第1304261号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を遵守するとともに、以下の事項の遵守に努めるものとする。なお、以下に関する具体的事項については、別記に記載する。

- ①農薬取締法に基づいて登録された農薬をラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、希釈倍率、使用時期等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- ②不慮の事故や事件を防止するために農薬の適正な保管管理を行うこと。
- ③最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めること。
- ④農薬の使用状況等が把握できるよう、次の事項について帳簿に記載し、一定期間保管すること。
 - (ア) 農薬を使用した年月日
 - (イ) 農薬を使用した場所
 - (ウ) 農薬を使用した農作物等
 - (エ) 使用した農薬の種類又は名称
 - (オ) 使用した農薬の単位当たりの使用量又は希釈倍数
 - (カ) 農薬を使用したときの気象条件（風の強さ）等
- ⑤水産動植物や昆虫への影響が大きい農薬については可能な限り使用しないよう努めること。やむを得ず使用する場合には、関係者との情報交換に努めるなど、危害防止に十分配慮すること。
- ⑥種苗を用いて農産物を生産する場合には、種苗生産段階において使用された農薬の有効成分及び使用回数が表示されているので、農薬のラベルに表示されている有効成分の総使用回数から当該種苗に表示されている使用回数を引いた回数を超えて農薬を使用しないこと。
- ⑦水田において移植前に使用する初期除草剤やその他粒剤の散布後一週間程度は落水やかけ流しをしないこと。

- ⑧ 土壌において被覆を要する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑨ 無人航空機を用いて農薬を散布するときは、「岐阜県空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」を遵守すること。
- ⑩ 稲発酵粗飼料用稲については「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル（社団法人日本草地畜産種子協会、編集協力農林水産省生産局）」によること。
- ⑪ 農薬使用者は、マスクや防除衣などの保護具を着用するなど十分な防備を行い、自らの安全確保に努めること。
- ⑫ 農薬安全使用に関して最新の知識、技術を身につけるよう、県等が実施する研修会等に積極的に参加すること。
- ⑬ 住宅地等における農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。また、農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。

附 則

- この指針は、平成15年10月27日から施行する。
- この指針は、平成15年11月5日から施行する。
- この指針は、平成19年6月4日から施行する。
- この指針は、平成25年10月1日から施行する。
- この指針は、平成28年8月17日から施行する。

農薬使用に係る安全確保のための具体的事項

I 共通事項

1 使用前

- ①対象とする病害虫や雑草の発生状況を十分に把握し、農薬散布の必要性について事前に検討を行うこと。
- ②近接作物の位置を必ず確認すること。共同防除など広域で散布を実施する場合は地域の作付けマップを作成し、予め散布除外ほ場や飛散注意箇所を把握すること。
- ③明らかに近接作物への飛散が懸念される場合は、事前に周辺栽培者との連携を図り、防除計画や収穫時期についての連絡・調整を行うこと。
- ④近接作物への飛散が懸念されるほ場での農薬選定に当たっては、その作物に農薬登録があるまたは一律基準以外の基準が設定されている農薬を選定すること。
- ⑤粒剤など飛散しにくい剤型の使用が可能な薬剤では、剤型の変更を行うこと。
- ⑥寒冷紗などの遮蔽物設置やドリフト低減ノズルの利用など、散布機の種類や条件、品目に応じて適切な飛散低減対策を検討すること。なお、低減効果や作物への付着量は、事前に感水紙で確認できる。
- ⑦ノズルの目詰まりやホースの接続など散布機を点検し、十分に洗浄がなされているか確認するとともに、マスクや防除衣など必要な保護具を準備すること。
- ⑧農薬の使用に当たっては、容器の表示事項等をよく読んで、安全かつ適正に使用すること。また、使用に関し不明な点がある場合は、農薬を購入した店や病害虫防除所、農林事務所等関係機関に確認すること。
- ⑨事故や事件等を防止するために、毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に鍵をかけて保管する等農薬の保管管理には十分注意すること。また、農薬を他の容器（清涼飲料水の容器等）へ移し替えないこと。
- ⑩散布前後の気象状況に十分注意を払い、大雨等により降雨量が多くなる恐れがある場合には、農薬の使用を控えること。

2 使用中

- ①隣接住宅の窓が開いていないか、洗濯物や布団が干していないかに注意すること。
- ②農薬散布地域周辺に車がないか十分注意すること。
- ③風の強さや風向きの変化に十分に注意し、風が強い時（風速3 m以上）や近接作物が風下になる場合など、近接作物への飛散の恐れがある場合は直ちに作業を中止すること。なお、風速3 mとは「顔に風を感じる、木の葉が動く」程度である。
- ④散布機の圧力は適正にし、ほ場の境界ではノズルを内側に向けるなど、基本的な注意事項を遵守すること。
- ⑤適正な散布量で散布すること。（散布した液が作物から滴り落ち始める程度）
- ⑥目的とする作物にできる限り近くから正確に散布を行うこと。
- ⑦育苗箱、ペーパーポット等に農薬を使用する際は、使用農薬が周囲にこぼれ落ちないように慎重に防除を実施すること。
- ⑧水田において農薬を使用するときは、止水期間を一週間程度とし、止水期間の農薬の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等の措置を講じること。また、水田周辺の養魚池における淡水魚等の被害及び河川、水道水源等の汚染の防止等に最大限配慮すること。
- ⑨土壌くん蒸剤の使用に当たっては、防護マスク等の防護装備の着用、施用直後の

ビニール等での被覆等を確実に実施すること。特に、クロルピクリン剤については、使用場所、周辺の状況に十分配慮して防除を行うこと。

- ⑩ 土壌くん蒸剤の施用後は、速やかに被覆することを徹底するとともに、施用と同時にビニール等で被覆する技術やテープ剤、錠剤等を使用した簡便な施用技術も活用すること。

特に、ビニールハウスをはじめとする施設等のなかにおいてクロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤を使用する場合は、次の事項を遵守すること。

- ・施設内での作業中は、出入口、天窓、側窓等を開け通気を行う。
- ・施用作業後は直ちに密閉し、臭気が残っている期間は施設内に入らない。
- ・くん蒸後の作業でハウス内に入る場合には、臭気が無くなったことを確認してから十分換気した後に入室する。

3 使用後

- ① 使用残りの農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したりすると、思わぬ事故を引き起こすことがあるので、その処理に当たっては関係法令を遵守して適正に行うこと。また、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、河川等に流さず、散布むらの調整等に使用すること。特に、種子消毒剤等農薬の廃液処理に当たっては、周辺環境に影響を与えないよう十分配慮した処理を行うこと。
- ② 近接作物へ飛散した恐れがある場合は、直ちに栽培者に連絡を行うとともに、飛散を受けた作物の農薬登録や収穫日、出荷日について情報を収集し、必要な場合は残留農薬検査を受けること。
- ③ 使用後の散布機はタンク、ノズルやホース内に残った薬液がないか確認し、丁寧に洗浄を行うこと。
- ④ 後片づけが終わったら、直ちに手や保護具を洗い、作物に無用な農薬が付着しないようにすること。

II 住宅地に近接する農地(市民農園や家庭菜園を含む。)における病虫害防除に当たっての遵守事項

- ① 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- ② 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- ③ 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあつては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- ④ 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- ⑤ 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。

- ⑥農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。
- ⑦農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- ⑧以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成17年9月30日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成22年3月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。

III 公園、街路樹等における病害虫防除に当たっての遵守事項

農薬の散布を他者に委託している場合にあつては、当該土地・施設等の管理者、病害虫防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- ①植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病害虫が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- ②病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病害虫被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分の剪定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- ③病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合(森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。)は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- ④農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- ⑤病害虫の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病害虫防除では、病害虫の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病害虫に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。なお、現に複数の病害虫が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- ⑥農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル(以下「飛散低減ノズル」という。)の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。

- ⑦農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。
- ⑧農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病虫害防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- ⑨農薬の散布後に周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- ⑩以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病虫害の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。